

中京大学県政連続講義

愛知県の少子化対策について



2026年 6 月

愛知県福祉局子育て支援課

講義の内容

- 1 少子化の現状等について
- 2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」について
- 3 愛知県の取組
- 4 国の動き
- 5 おわりに

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」



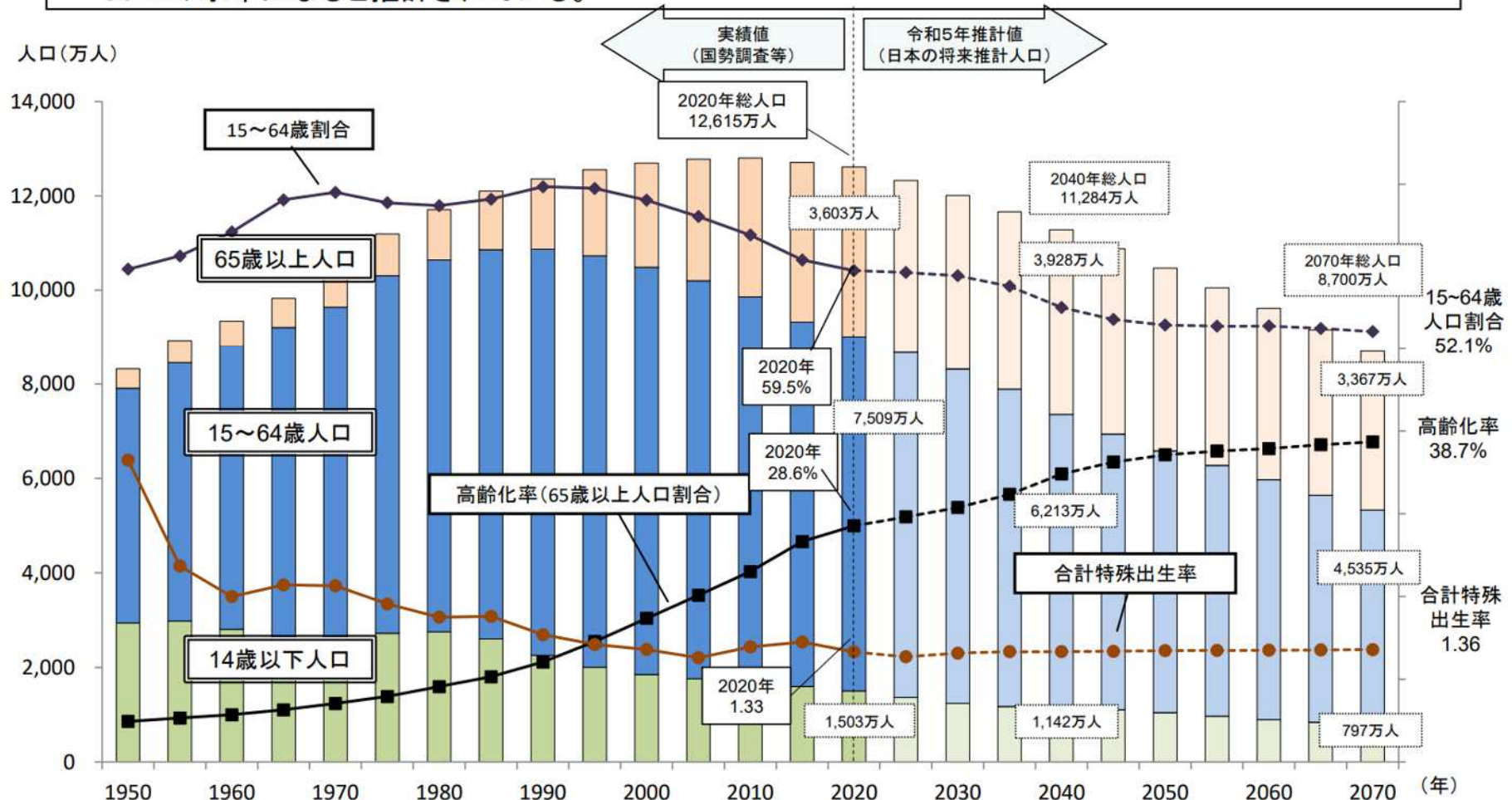
愛知県の子育て・子育て応援マスコットキャラクターである「はぐみん」は、「家庭円満や平和」を象徴する「まる」をテーマに、卵からひよこ、ニワトリという成長過程を描いています。また、「はぐみん」という名前は、「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味を持つ「Hug」という言葉が由来です。

1 少子化の現状等について

(1) 日本の総人口の推移と見通し

日本の人口の推移

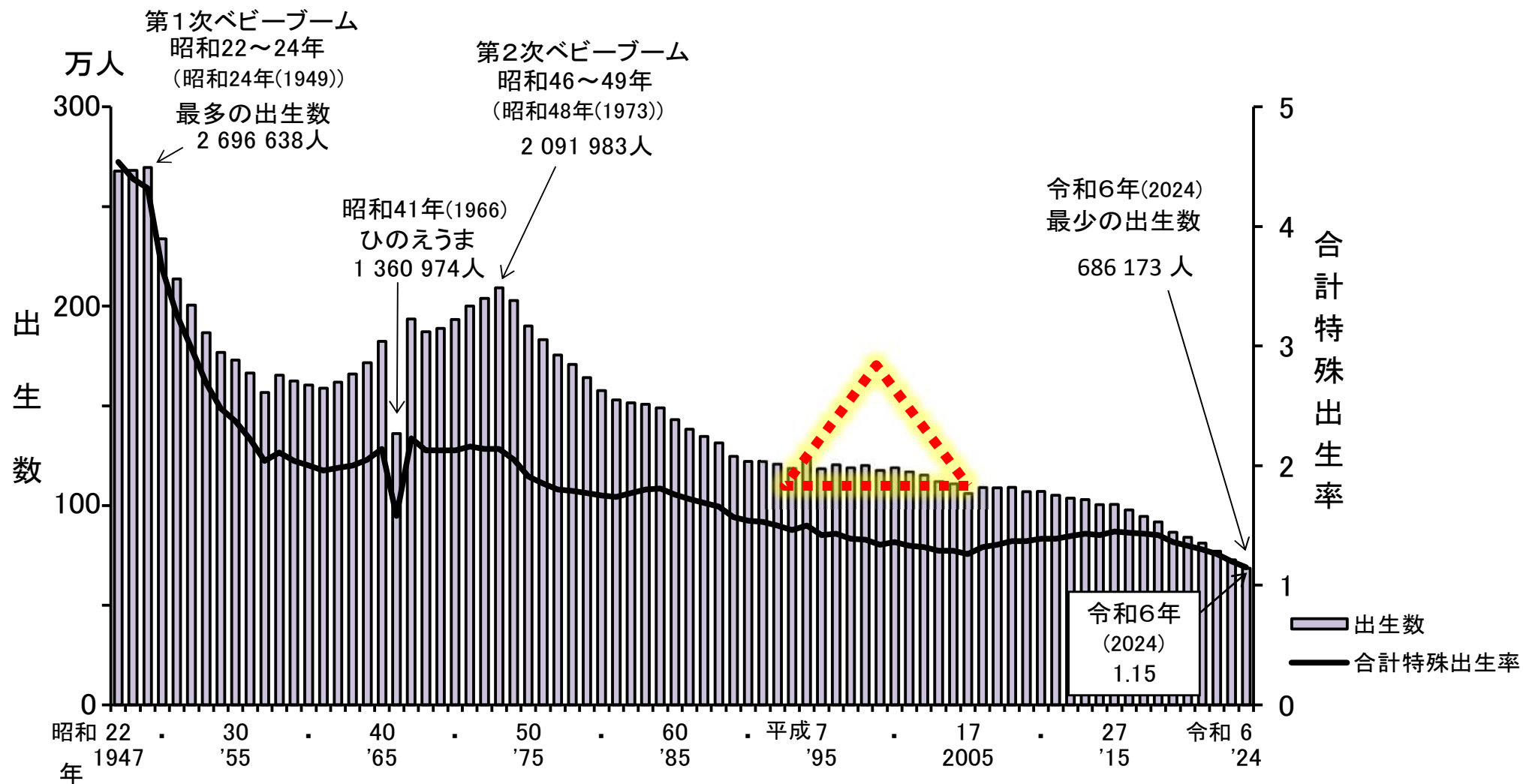
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

資料: 厚生労働省HP「我が国の人口について
資料(人口の推移、人口構造の変化)」

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料出所:厚生労働省「令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況」

2024（令和6）年度の**本県の合計特殊出生率**は**1.22**（全国1.15）で、安定的に人口を維持できるといわれている2.07を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いている。
（愛知県の合計特殊出生率は全国第27位）

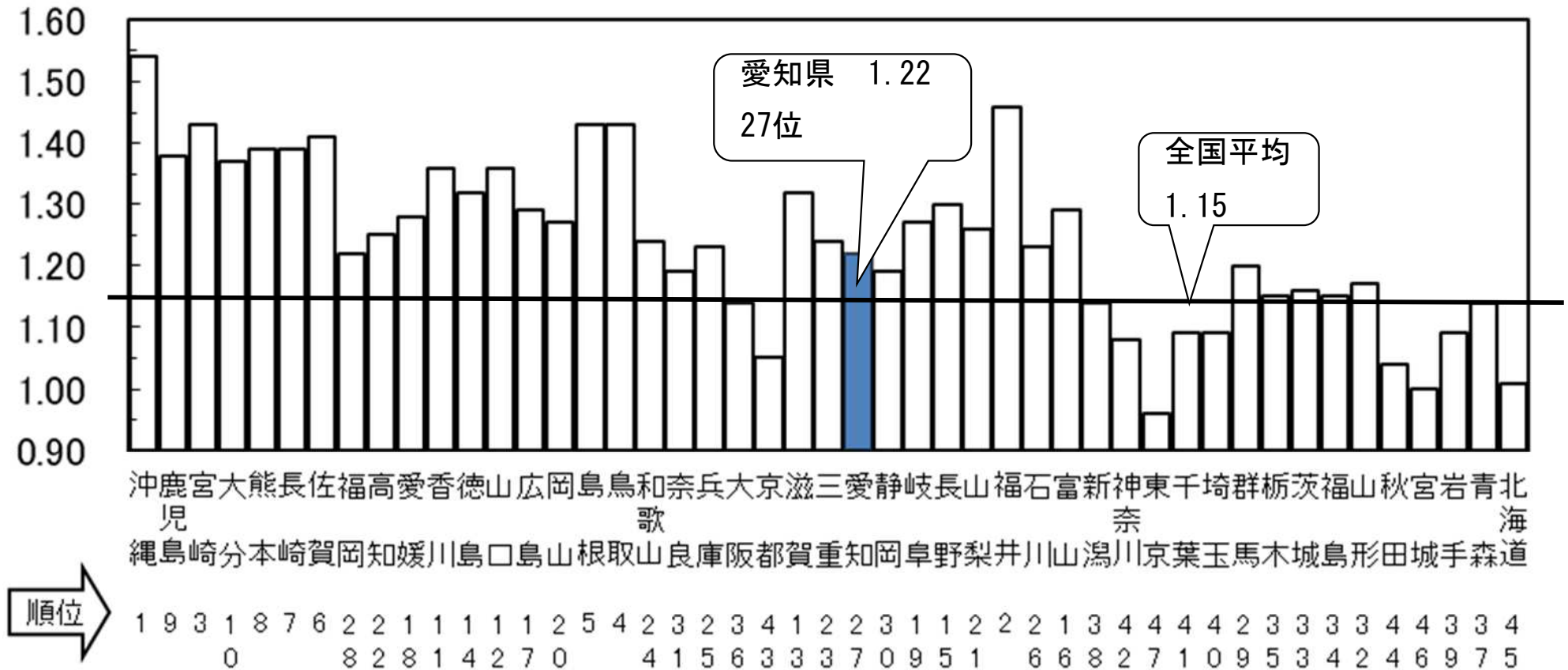
合計特殊出生率の状況

年度	県	全国	
2024	1.22	1.15	愛知県は全国27位
2023	1.29	1.20	愛知県は全国25位
2022	1.35	1.26	愛知県は全国23位

※合計特殊出生率（広辞苑）
女性が妊娠可能な期間に通常の出生率で子どもを産むとして、生涯の間に産む子どもの数を表したもの

資料出所：厚生労働省「令和6年（2024）人口動態統計（確定数）の概況」

都道府県別合計特殊出生率（2024年）



※厚生労働省「令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況」より作成

2024（令和6）年の本県の出生数は45,514人で、最も多かった1973（昭和48）年の125,395人と比べて4割弱となっている。

愛知県の出生数の推移

（最多）

年 度	1948年	1949年	1973年	1975年	1980年	1990年	2000年	2005年
愛知県	110,406	106,494	125,395	111,528	87,697	70,942	74,736	67,110
全国	2,681,624	2,696,638	2,091,983	1,901,440	1,576,889	1,221,585	1,190,547	1,062,530

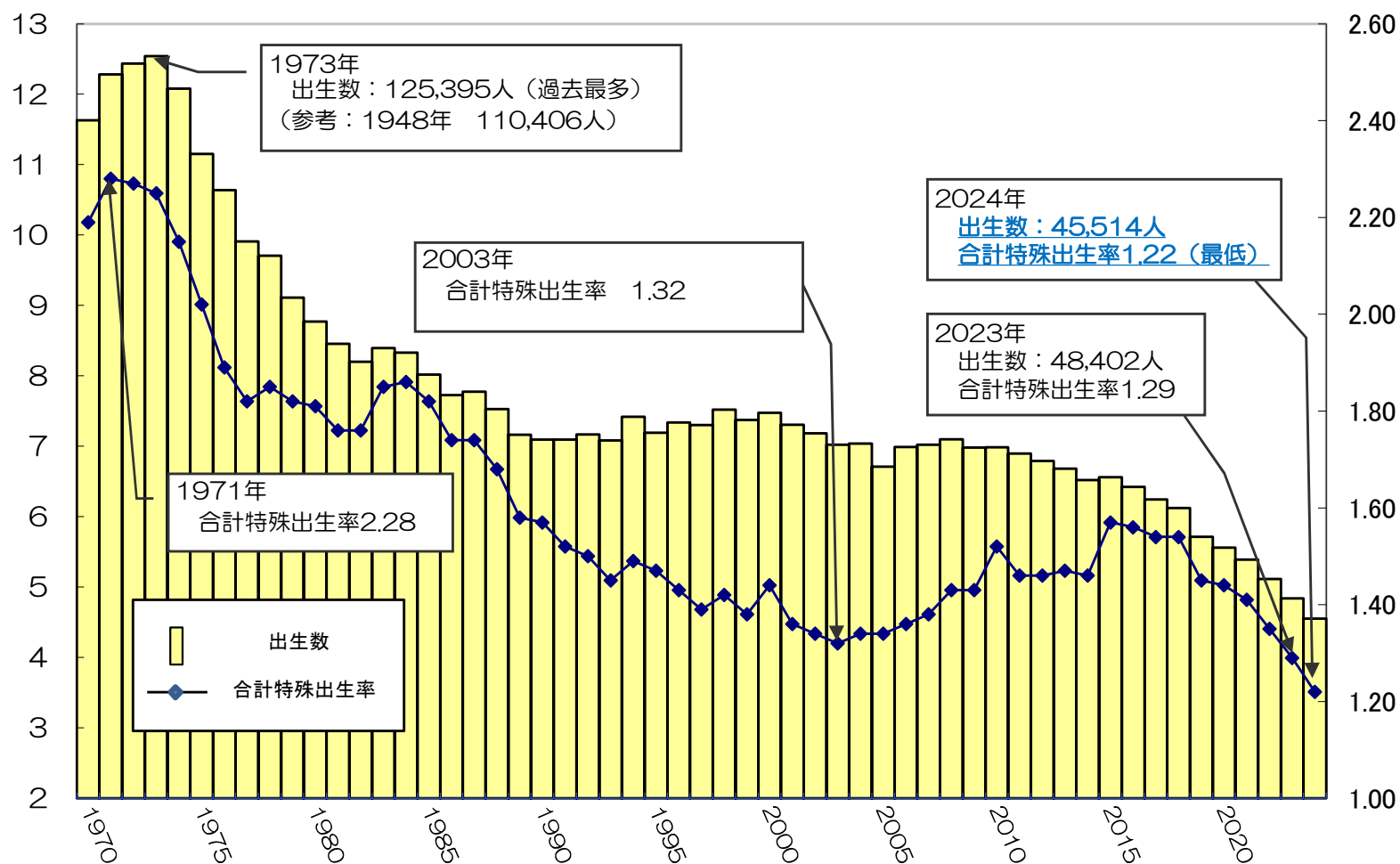
（最多）

（最少）

年 度	2010年	2015年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
愛知県	69,872	65,615	61,230	57,145	55,613	53,918	51,152	48,402	45,514
全国	1,071,305	1,005,721	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288	686,173

※厚生労働省「令和6年（2024）人口動態統計（確定数）の概況」より作成

合計特殊出生率と出生数の推移（愛知県）



※ 愛知県「愛知県衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」より作成

(2) 結婚に関する状況

少子化の要因として「**未婚化**」「**晩婚化**」があり、特に日本では、子どもは結婚してから生まれる場合がほとんどであるため、結婚しない人たちの割合が増えると、出生数に影響を与える。

50歳時の未婚の割合（生涯未婚率）

2020(令和2)年国勢調査(総務省)

男性：26.99%（愛知県）※男性は45年前（1975年）の約**14.4倍**

女性：14.51%（"）女性も2000年以降急増し 約**3.4倍**

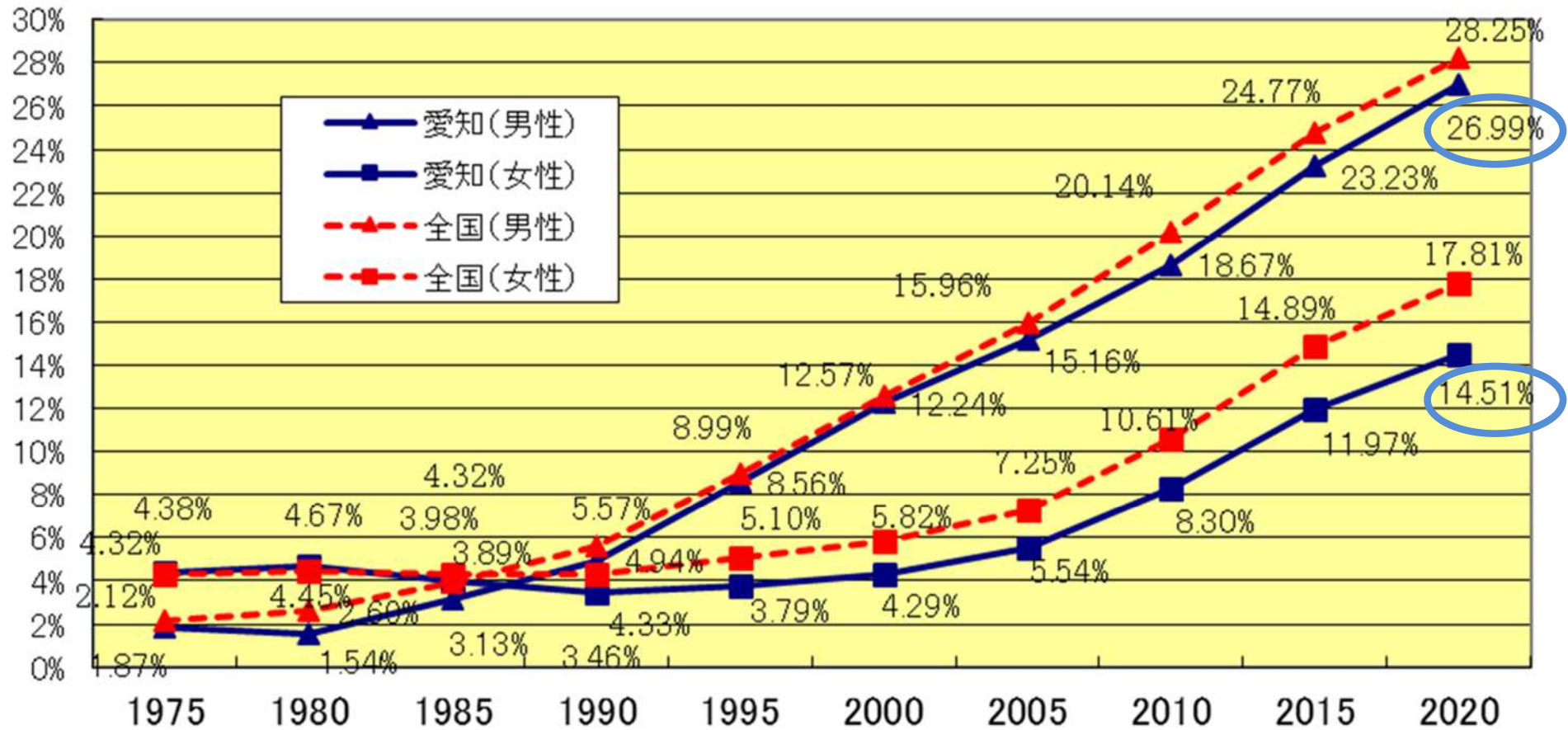
平均初婚年齢の状況

2024(令和6)年人口動態統計調査(厚生労働省)

男性・・・30.9歳（愛知県）

女性・・・29.2歳（"）

50歳時の未婚の割合(生涯未婚率)の推移



資料：総務省「国勢調査」を基に、国立社会保障・人口問題研究所の算定による。

注：45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値で、50歳時の未婚率を示す。

50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。

2015年及び2020年は配偶関係不詳補完結果に基づく。

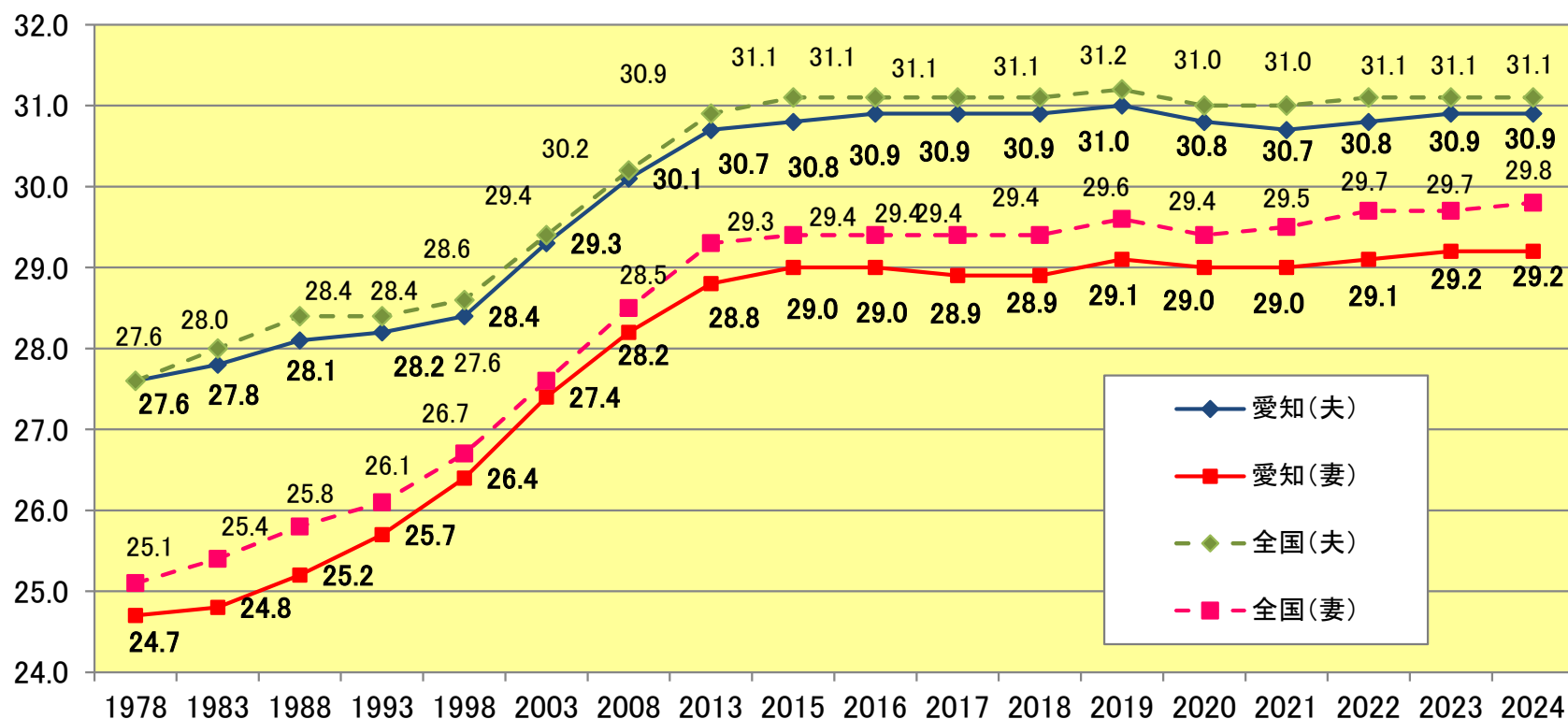
晩婚化の進行

- 20歳から30歳代の未婚率の上昇に伴い、男女とも平均初婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。

○2024（令和6）年（愛知県）⇒ 夫30.9歳 妻29.2歳。

○1978（昭和53）年と比較し、夫は3.3歳、妻は4.5歳高い。全国も同様の傾向。

男女別初婚年齢の推移（厚労省「人口動態統計」）



◆なぜ、結婚していないのか

【少子化に関する県民意識調査（2023（令和5）年10月実施）】

未婚者のうち「結婚するつもり」⇒男性69.5% 女性81.2%

【独身にとどまっている理由】

20歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（31.7%）」「②まだ若すぎる（30.8%）」「③仕事や学業に打ち込みたい（28.8%）」

⇒ 結婚しない理由が多い傾向

30歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（44.3%）」「①独身の自由や気楽さを失いたくない（44.3%）」「③結婚する必要性を感じない（38.6%）」

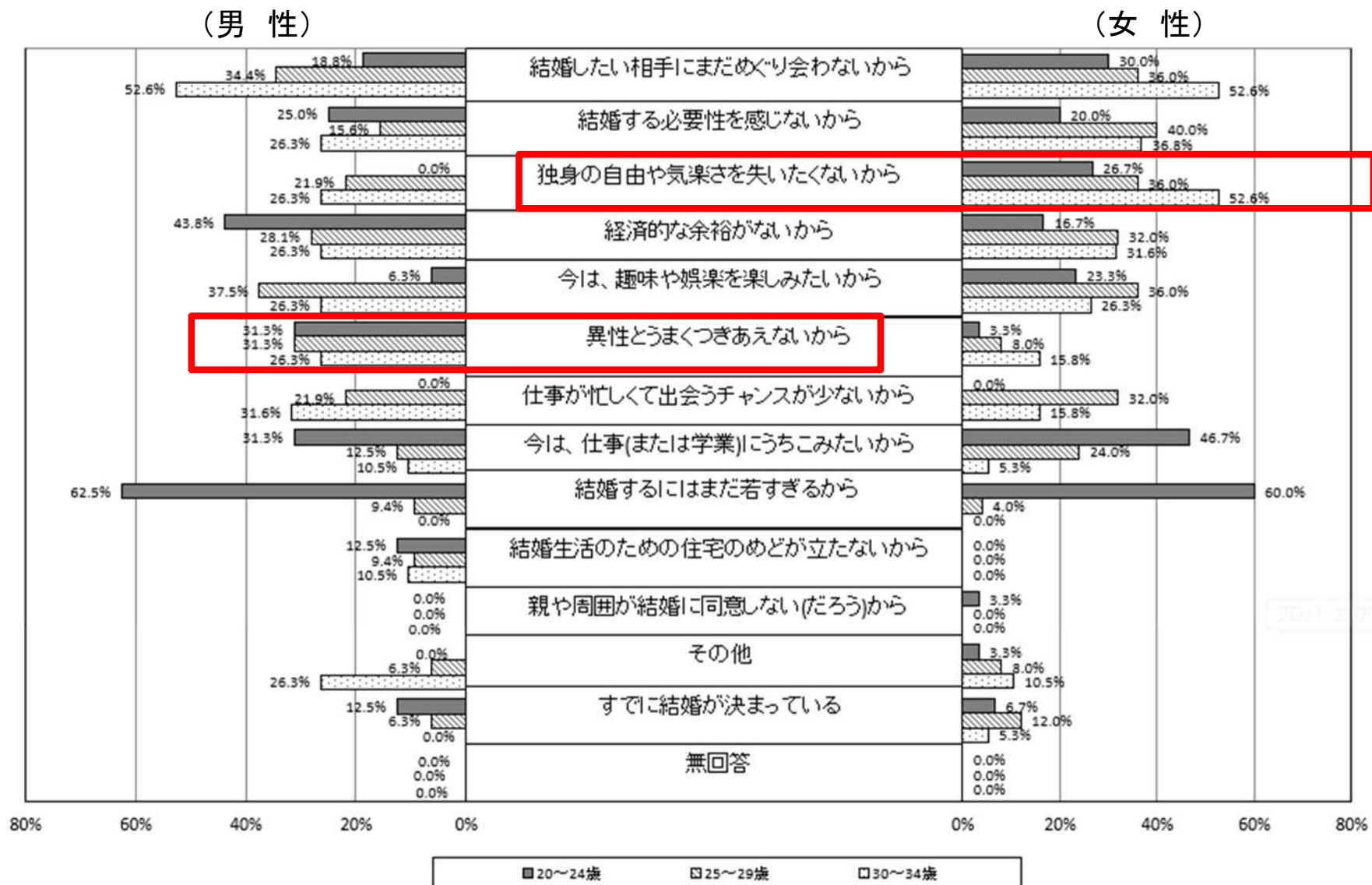
⇒ 結婚しない理由とできない理由が混在する傾向

40歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（46.0%）」「②結婚する必要性を感じない（42.0%）」「③独身の自由や気楽さを失いたくない（34.0%）」

⇒ 結婚への意思が低くなる傾向

男女別20～34歳 独身にとどまっている理由（3つ以内選択）

男性N=67、女性N=74



独身者の結婚に対する意識の変化

2023年10月調査

未婚者のうち「結婚するつもり」
男性69.5% 女性81.2%

【独身でいる理由】

①結婚したい相手にまだめぐり会わないから 38.5%

②結婚する必要性を感じないから 32.9%

③独身の自由や気楽さを失いたくないから 32.1%

④経済的な余裕がないから 28.6%

2018年10月調査

未婚者のうち「結婚するつもり」
男性81.0% 女性85.5%

【独身でいる理由】

①結婚したい相手にまだめぐり会わないから 41.5%

④結婚する必要性を感じないから 19.9%

③独身の自由や気楽さを失いたくないから 22.3%

②経済的な余裕がないから 22.9%



2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」について

概要

I 計画期間

2025年度から2029年度まで(5 年間)

II 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを
を生み育てることができるとともに、
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会の実現



全276ページ

Ⅲ 施策の基本的な考え方

◆ 計画の位置付け

- 以下の各計画で構成される、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

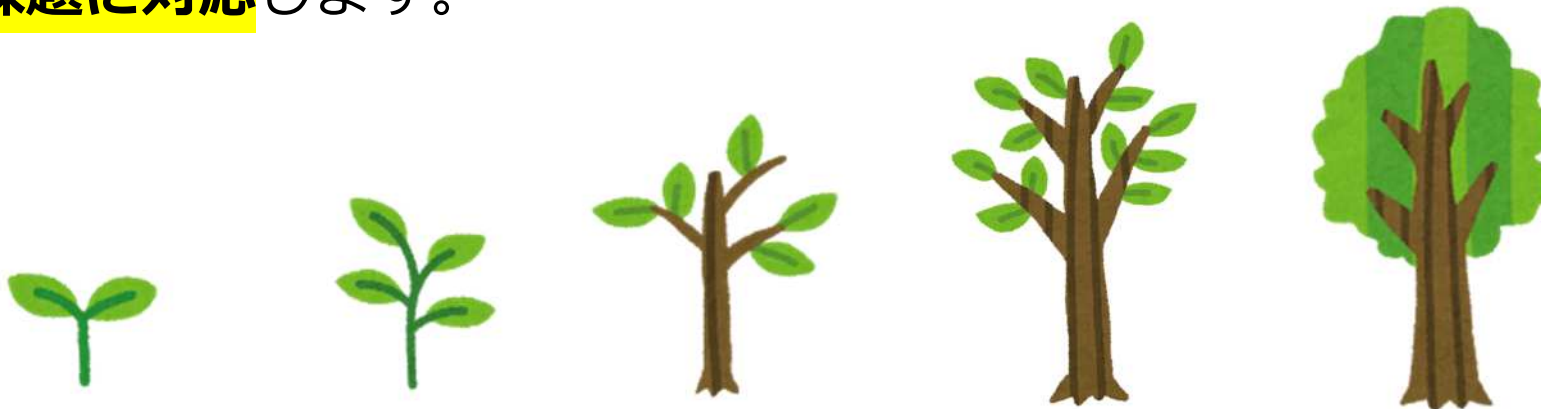
視 点	計画名称	根拠規定等	備考
子ども・若者 (こどもまんなか) 少子化対策	都道府県こども計画	こども基本法第10条	本計画に 位置付け (※)
	基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	
	地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	
	子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	
子どもが輝く 未来の推進	子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に関する法律第10条	一体的に 策定
幼児教育・保育	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条	
虐待防止	児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条	
ひとり親支援	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	
母子保健	母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び 計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育	社会的養育推進計画	こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的 養育推進計画の策定要領」(2024.3)	

※内容が本計画の全般に関わり、こども大綱の基となった3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に関わる計画について「位置付ける計画」とします。

◆ライフステージに応じた取組

○ 出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、**若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施**します。

○ また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」（誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、「ライフステージを通した施策」に区分けします。**特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題に対応**します。



◆子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、**子どもの権利に関する理解促進**を図ります。
- また、こども基本法の理念を踏まえ、**子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや、子ども・若者の社会参画**を進め、「子どもや若者ととともに社会をつくる」ことを目指します。
- その他、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、**社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり**に取り組みます。

◆県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

- 子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、**県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現**を目指します。

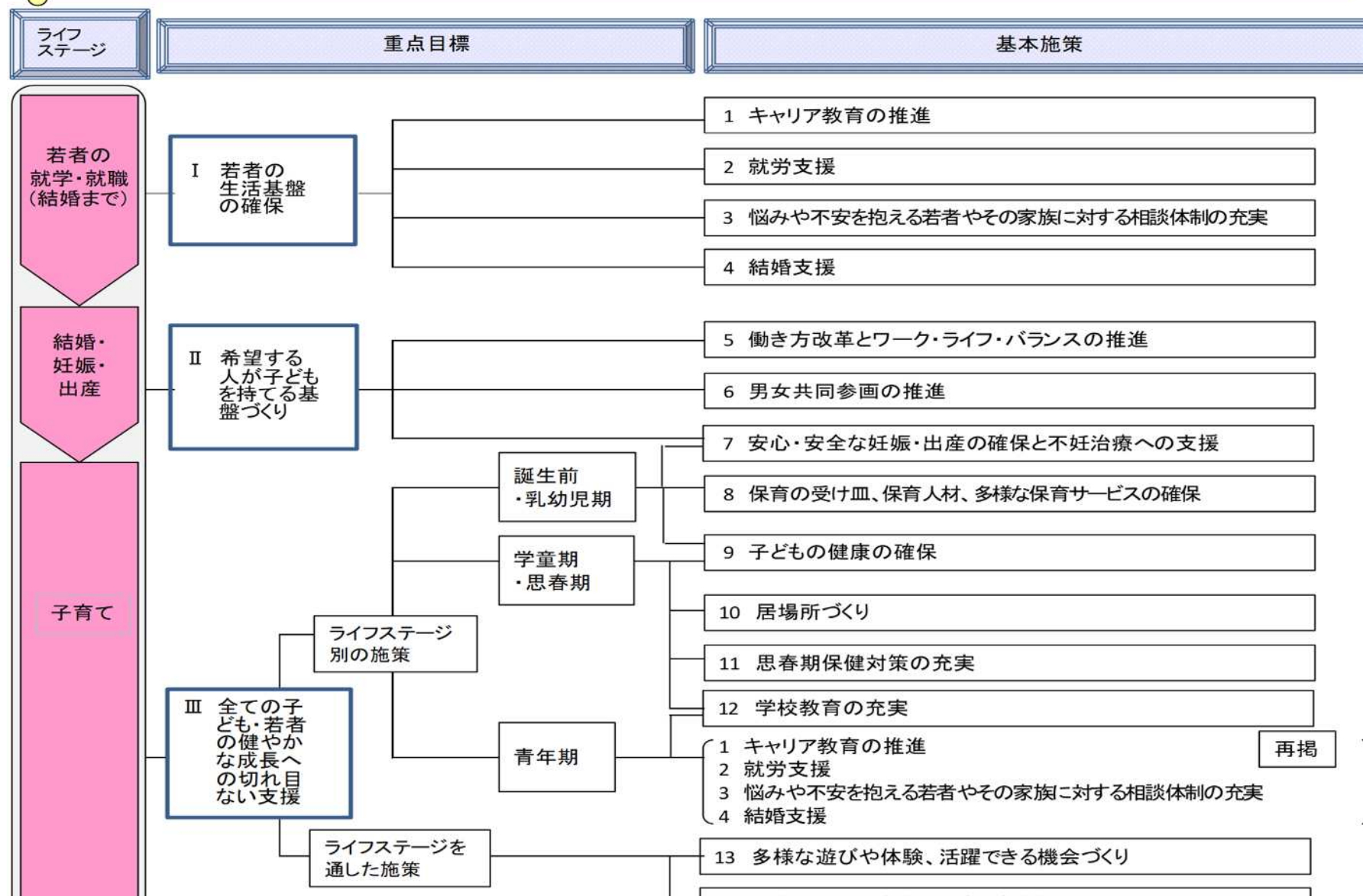
Ⅳ 重点目標

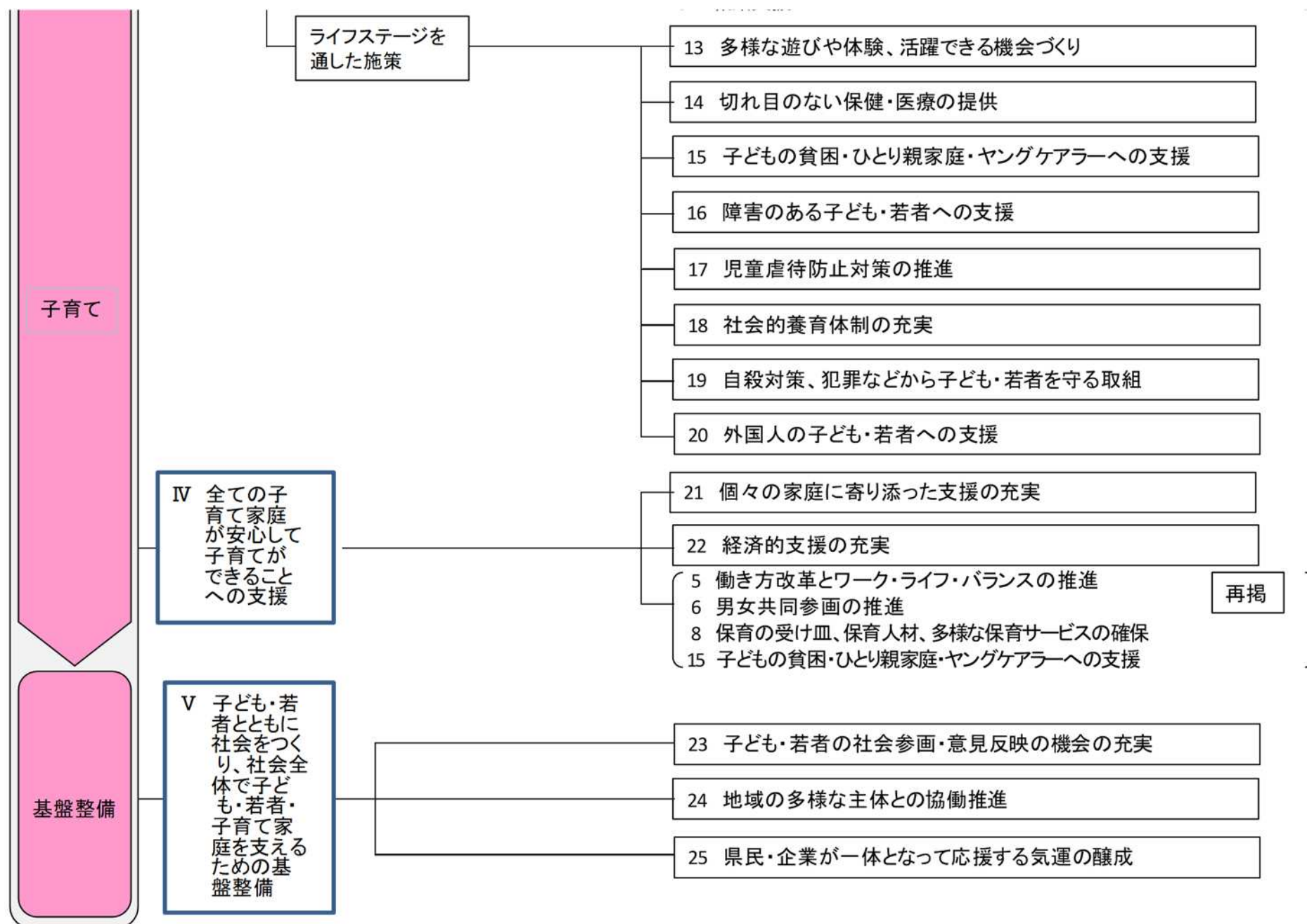
- 1 若者の生活基盤の確保
- 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援
- 4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援
- 5 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備



◆はぐみんプランの体系（全体）

基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現





3 愛知県の取組

喫緊の課題である少子化対策を強力に推進します

予算額 13,355,900千円

と り ま ど め
福祉局子育て支援課
子ども政策グループ
内線 3209・3462
(ダイヤル)052-954-6106

1 結婚を希望する若者への支援 584,840千円 ○ 少子化対策推進事業費 <u>大規模婚活イベントの開催 結婚支援センターの運営 ライフデザインセミナーの開催(新規) 等</u>	4 男性の育児休業の取得促進 712,561千円 【労働局関係】 ○ 中小企業男性育児休業取得促進事業費 <u>男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に対する奨励金の支給、職場環境の整備に向けたアドバイザーの派遣 等</u>
2 子どもを持ちたいと希望する方への支援 277,125千円 【保健医療局関係】 ○ <u>不妊治療費助成事業費補助金(新規)</u> 生殖補助医療と併用で実施される先進医療への助成を実施する市町村への支援	5 幼児教育・保育の質の向上 709,699千円 ○ 1歳児保育実施費 139,566千円 1歳児に対する保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対して、必要な保育士の人件費を助成(※施設型教育・保育給付費等により支援を受けるものを除く) ○ 保育士配置改善事業費 101,952千円 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対して、必要な保育士の人件費を助成 ○ 第二子保育料無料化等事業費補助金 468,181千円 <u>第二子以降の3歳未満児の保育料を無料化又は軽減する市町村に対し、その経費を助成</u>
3 妊娠期からの切れ目ない支援 478,668千円 ○ 出産・子育て応援事業費補助金 48,486千円 経済的支援を実施する市町村への支援 ○ 子育て応援給付金支給費 410,038千円 県独自に低所得世帯を対象とし、<u>1歳6か月児健診及び3歳児健診時にそれぞれ5万円を給付</u> 【保健医療局関係】 ○ 女性健康支援事業費 20,144千円 不安を抱える妊婦等に対する相談支援の実施 等	6 その他の事業 10,593,007千円 ○ 子ども医療事業費補助金 8,204,684千円 ○ 母子・父子家庭医療事業費補助金 2,342,671千円 ○ 里親支援事業費 45,652千円

(1)結婚支援推進事業

結婚支援の取組を積極的に推進します

予算額 60,396千円

福祉局子育て支援課
子ども政策グループ
内線 3462・3755
(ダイヤル) 052-954-6106

大規模婚活イベントの開催や結婚支援センターの運営により、結婚を希望する若者を支援する取組を強化するとともに、ライフデザインセミナーを開催し、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるよう支援します。

県・民間による出会いの機会の提供 13,061千円

- 1 県主催大規模婚活イベントの開催 8,061千円
○日程 2026年6月(予定)
○場所 愛・地球博記念公園
○参加者 県内在住・在学・在勤の20歳以上40歳未満の
独身者400人
- 2 民間婚活イベントへの補助 5,000千円
○対象 出会い応援団(非営利団体に限る。)が実施する
定員10名以上の婚活イベント
○対象団体数 25団体
○補助額 1団体20万円(上限)

若い世代の描くライフデザイン支援(新規) 3,446千円

県主催ライフデザインセミナーの開催

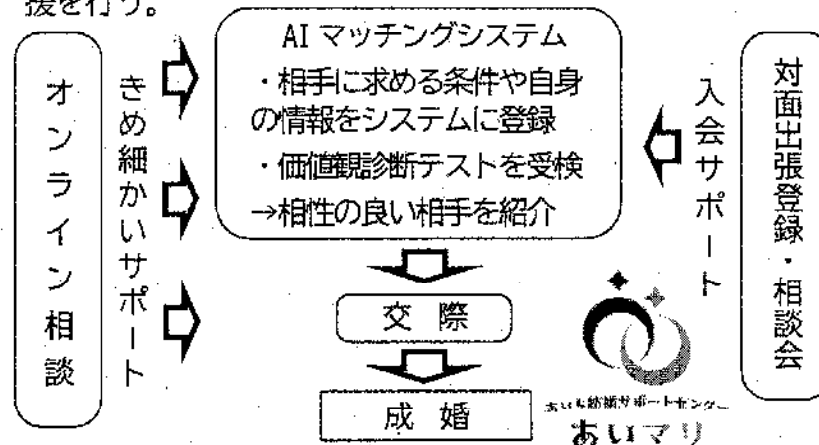
若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描き、前向きに捉えるきっかけとなるよう、総合的なライフデザインセミナーを開催する。

- 日程 2027年1月(予定)
- 場所 愛・地球博記念公園
- 参加者 県内在住・在学・在勤の18歳以上30歳未満の
独身者200人

マッチング支援・成婚までの伴走型支援

43,889千円

- 1 オンライン型結婚支援センターの運営 39,298千円
「あいち結婚サポートセンター」において、AIマッチングシステムを活用したマッチングを行うとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、オンライン相談による伴走型支援を行う。



- 2 結婚支援コンシェルジュによる市町村等の取組支援等 4,591千円

結婚支援コンシェルジュによる市町村等の結婚支援の取組への働きかけ、サポートを行う。

大規模婚活イベント



(2026年度イベントポスター)



(イベントの様子)

あいち結婚サポートセンター「あいマリ」

あなたの婚活
愛知県が応援します

あいち結婚サポートセンター
あいマリ

あいち結婚サポートセンター(あいマリ)は、結婚を希望する独身の方の出会いから成婚までをサポートするため、愛知県が開設したオンライン型の結婚支援センターです。

AIによるお相手の紹介
相手に希望する条件やEQアセスメント(価値観診断テスト)の結果から、ご本人と相性が良いと思われる相手をAIが分析し紹介します。

登録料
無料

専門の相談員による
伴走型支援
出会いから成婚に至るまでの婚活に関する様々な相談にスマートフォンやパソコンを介して相談員が対応し、あなたに寄り添った支援を提供します。

安心して活動できる
入会時には、顔写真付き身分証明書によるご本人の確認と、独立証明書や収入証明書などの提出が必要です。真剣に婚活を望んでいる方のためのセンターです。

愛知県
運営委託 タメニー株式会社
TEL 052-898-4224

あいち結婚サポートセンター 検索
<https://ai-mari.pref.aichi.jp>
開所日時(相談員の対応時間)
月・木・金/12:00~20:00 火・水・及び
土・日・祝/10:00~18:00 年末年始は休所
※18歳未満の方はご利用いただけません

HPはこちら

愛知県では、結婚を希望する方に、1対1の出会いの機会の提供と、成婚までの伴走型サポートを行うオンライン型の「あいち結婚サポートセンター」(愛称「あいマリ」)を、2024年11月1日にWeb上に開設しました。

このセンターでは、**AIを活用したマッチングシステムを導入**するとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、**オンライン相談による伴走型の支援を無料**で行います。

対象：愛知県内在住、在勤、在学又は今後愛知県に移住する意思のある方で、結婚を希望する18歳から概ね49歳までの独身の方。

◆ 現在の会員数 **4,071** 名

◆ マッチング数(累計)
4,510 組

◆ 成婚数(累計)
38 組

2026年4月30日時点

あいこんナビ

婚活イベントを企画する団体を「出会い応援団」、従業員の結婚支援に積極的な団体を「婚活協力団体」として登録し、結婚支援ポータルサイト「あいこんナビ」を利用して結婚を希望する婚活協力団体の従業員等に出会いの場を提供します。

婚活イベントや婚活に役立つ情報を掲載。一般の方も広く利用できる婚活応援サイトです。



The screenshot shows the AiconNavi website with a header navigation bar, a main banner with the text "まずは出会いから。初めの一步を踏み出そう。", a row of icons for various features like Home, Event Search, and Login, and a main content area with sections for COVID-19 precautions, event announcements, and an event calendar.

あいこんナビ
あ い こ ん ナ ビ
あ い ち 出 会 い サ ポ ー ト ポ ー タ ル サ イ ト

「あいこんナビ」は結婚を希望する皆さんを支援するため市町村や民間非営利団体が実施するイベント情報などを要知照がお知らせするポータルサイトです。

Google 検索

文字サイズ 小 中 大

婚活協力団体 ログイン
出会い応援団・プラチナ出会い応援団 ログイン

まずは出会いから。
初めの一步を踏み出そう。

このサイトの使い方 愛知県の取り組み よくある質問 関連リンク

ホーム イベント検索 はじめての方へ 婚活いろは たしなみ講座 婚活イベント レポート 利用者の声 成婚者応援 出会い応援団・プラチナ出会い応援団紹介・登録 婚活協力団体 紹介

あいこんナビご利用を検討中の皆様へ
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりの参加につきましては、内容等や、ご自身の健康状態を踏まえたとで慎重にご参加を検討ください。

イベント等主催者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後の社会情勢や、会場の状況等を踏まえ、イベント開催の自粛・延期等についても、ご検討いただきますようお願いいたします。
また、開催する場合には、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼するなど、感染拡大防止に向けた対策をお願いします。

開催間近の募集中イベント Deadline Upcoming Events

全域 名古屋市 尾張 知多 西三河 東三河

開催日：2024年09月16日（月）から2024年12月28日（土） 名古屋市内 西三河 男性：20代前半～30代後半 女性：20代前半～30代後半

【三河出張カウンセリング】理想の結婚を叶えたい♡20代30代同世代カウンセラーによる婚活無料相談会

開催場所：三河地域のカフェなど出張カウンセリングorオンラインor名古屋ミライタワー内
参加費：無料 申し込み：要 申し込み：2024年10月15日（火）まで 申し込み：要 申し込み：要

イベントカレンダー
Calendar
2024年 11月
S M T W T F S
1 2
3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30
...イベント集中DAY(複数件)
...イベントがある日
イベント一覧を開く

はじめての方へ

令和八年 結婚おうえんキャンペーン 「AICHI-TOKYO 八結び」



(2) 子育てを応援する気運の醸成（はぐみん関係）

愛知県の子育てポータルサイト「はぐみんネット」





子育て家庭優待事業「はぐみんカード」

はぐみん
カード
とは

子育て家庭に配布される「子育て家庭優待カード」で、県内の協力店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示すると、ショップが独自に設定する商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられるカードです。

「はぐみんカード」は、愛知県内（名古屋市除く）に在住の18歳未満の子ども保護者または妊娠中の方を対象に市町村から配布しています。



通常のカード

多子世帯向けカード

2025年3月
デジタル化!!



これまでの紙カード
も使えます!!



ぴよか(名古屋市)

子育て応援の日（はぐみんデー）

1 目的

第1回愛知県少子化対策推進会議で採択された「あいち子育て応援宣言」の趣旨にのっとり、県民一人ひとりが具体的に行動することを通じて、県民が家庭を築き、子どもを生み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現を目指す。

「おうちでごはんの日」が19日であることと、育児のいく（19）をかけて、子育て応援の日（はぐみんデー）を毎月19日とします。

2 実施内容

子育て家庭で、職場で、地域で、県民一人ひとりが子育てを支えていく取組を積極的に実施する。

- ・ 実施日：毎月19日
- ・ 毎年11月は「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間」



(3) 子ども・若者の意見聴取の取組

愛知県こども計画 はぐみんプラン2029

愛知県こども計画

はぐみんプラン 2029 (仮)

子ども・若者向けパブリックコメント
～みなさんからの意見を募集します～

愛知県では、子ども・若者・子育てに関する
様々な課題の解決を目指すための取組をまとめた
「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029(仮称)」(案)
を作成し、その案をもとに、
子ども・若者のみなさん向けに資料を作成しましたので、
資料を読んで気づいたことや考えたことなど、
みなさんからの意見を募集します。

- 意見の募集期間
2024年12月19日(木)～2025年1月17日(金)まで
- 対象者
愛知県に住んでいる、
おおむね小学校高学年～30歳未満までの子ども・若者
- 意見の提出方法
右の二次元コードを読み取って愛知県のHPIにアクセスし、
資料を読んでいただき、気づいたことなどを
オンライン・メール・郵送のいずれかの方法で
意見として提出してください。

二次元コード



問合せ先:愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ
☎052-954-6106
メールアドレス:kosodate@pref.aichi.lg.jp

(パブリックコメント)

愛知県こども計画

はぐみんプラン 2029 (仮)

子ども・若者向けパブリック・コメントの
実施結果及びフィードバックについて



愛知県

(フィードバック)

子ども・若者 意見反映ワークショップ



	テーマ	計画
①7/6	「見て、体験して、考える科学の授業」、みんなが科学を好きになるには、どうしたらいい？	あいち科学技術・知的財産アクションプラン2025
②7/12	「働きたい！」って思える会社って、どんなところ？ 性別に関係なく進路を決めるには、どうしたらいい？	ワーク・ライフ・バランスの推進（次期計画） あいち男女共同参画プラン2025
③8/9	これからの学校や教育について	第5次愛知県教育振興基本計画
④8/27	「交通事故ゼロのまち」をつくるために、どうしたらいい？ 「ちゃんとした食生活」を送るために、あなたならどうする？	第12次愛知県交通安全計画 愛知県食育推進計画

子ども・若者 意見反映ワークショップ(子どもの権利)



こどもの権利条約で決められている
いろいろな権利は、下の4つの
基本的な考え方が共通しており、
「4つの原則」と呼ばれています。
あなたが幸せに生きていくために
大切なことばかりです。



差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、
親がどのような人か、障がいの有無…
どのような違いがあっても差別されません。
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら
助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは
何か」をいつも考えなければなりません。
あなたの人生は、大人の都合だけで決めら
れてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。
あなたは、すこやかな成長のために、
十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に
応じて、しっかりと尊重されます。
意見があれば、伝えてみましょう。

あなたの声を聴かせて！

愛知県

子どもの権利について

子ども・若者 意見反映ワークショップ



2025
12.14 (日)
10:00-12:00

2025年
11月28日(金) 21:00

愛知県では、子ども・若者のみなさんが日々感じていることや考えていること(意見)を
愛知県の政策(一みなさんの暮らしに関わるルールや仕組み)に反映していきます。

今回、みなさんの意見を聴いたり話したりする会「意見反映ワークショップ」を開きます。
このワークショップで、みなさん自身の「権利」について、
「自分は権利を守られている?」「守っていく(守られる)にはどうしたらいい?」
といった質問を通して、あなた自身の声や意見を聴かせてください。
寄せられた意見は、
愛知県の未来をつくるためのヒントとして、今後の取組の内容に反映することを目指します。

誰かの意見じゃなく、あなたの意見が、言葉が、
これからの社会を少しずつ、動かしていきます。

一緒に話して、一緒に考えてみませんか?お友達同士の参加も大歓迎!

(児童の権利に関する条約 いわゆる4つの原則)

(ワークショップ)

Webアンケート 子ども・若者委員

子どもの権利をテーマに 子ども・若者向けの Webアンケートを実施します!!

愛知県では、子どもの権利に関する条例(愛知県のルール)を作ろうと考えています。

みなさんの意見をもとに条例(ルール)を作っていきたいと思しますので、アンケートへの回答にご協力をお願いします!

○対象者

愛知県に^す住んでいる^{しょうがくせい}小学生から^{さんじゅうさい}30歳未満※の方
※2026年4月1日時点の年齢

○回答期間

2026年3月31日 ~ 2026年4月26日 まで

○回答方法

以下の二次元コードを読み取って、Web上で回答してください。



アンケートにご回答いただいた方の中から、継続的に条例作りに関わってもらう「子ども・若者委員」を募集します。「子ども・若者委員」については裏面をご覧ください。



○お問合せ先

愛知県福祉局子育て支援課

☎052-954-6106

メールアドレス: kosodate@pref.aichi.lg.jp

子ども・若者委員とは・・・

子どもの権利に関する条例を作っていくために、対面またはオンラインで定期的に集まって意見を話してもらい、愛知県の条例を作るお手伝いをしていただく方です。

○対象者

アンケートに回答いただいた方のうち、中学生以上の希望者

※未成年(18歳未満)の場合は、保護者の同意が必要です。

○募集人数

10名程度 ※希望者多数の場合は、年代や地域等を考慮したうえで、抽選により決定し、4月28日(火)に抽選結果をお知らせします。

○開催回数・開催方法

2026年度中に4~5回程度開催する予定です。

対面またはオンラインで実施します。

※対面で開催する場合、会場までの交通費をお支払いします。(電車・バス等の公共交通機関を利用した場合のみ)

第1回 2026年5月7日(木) 19:00~20:00

(Microsoft Teamsでオンラインにより実施)

第2回 2026年5月10日(日) 13:00~16:30(名古屋市内で対面で実施)

○参加申込方法

Webアンケートの最後に「子ども・若者委員」の参加希望に関する質問があるので、そちらからご回答ください。

○その他

「子ども・若者委員」の参加者には、1回あたり500円分の図書カードをお渡しします。また、「子ども・若者委員」の氏名の公表はいたしません。

子どもの権利について知りたい方は、以下のHPをご覧ください。

ほうむしょう
法務省HP

https://www.moi.go.jp/JINKEN/jinken04_00118.html



にほん
日本ユニセフ協会HP

<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>



4 国の動き

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、 こども未来戦略（加速化プラン）の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力
義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 （こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもまんなか実行計画2024
は令和6年5月に決定。

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

2030年代に入るまでを、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、
・若い世代の所得を増やす、
・社会全体の構造・意識を変える、
・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、
こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

こども・子育て支援加速化プラン （3.6兆円規模）

令和6～8年度の3年間を集中取組期間とし、上記についての具体的な取組を実施。2028年度までに完了。

盛り込み

(1) こども基本法 (2023.4.1施行)

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日: 令和5年4月1日
検討: 国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
（例）居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
（例）働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
（例）教育施策（国民全体の教育の振興など）
医療施策（小児医療を含む医療の確保・提供など）
雇用施策（雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など）

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができるようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

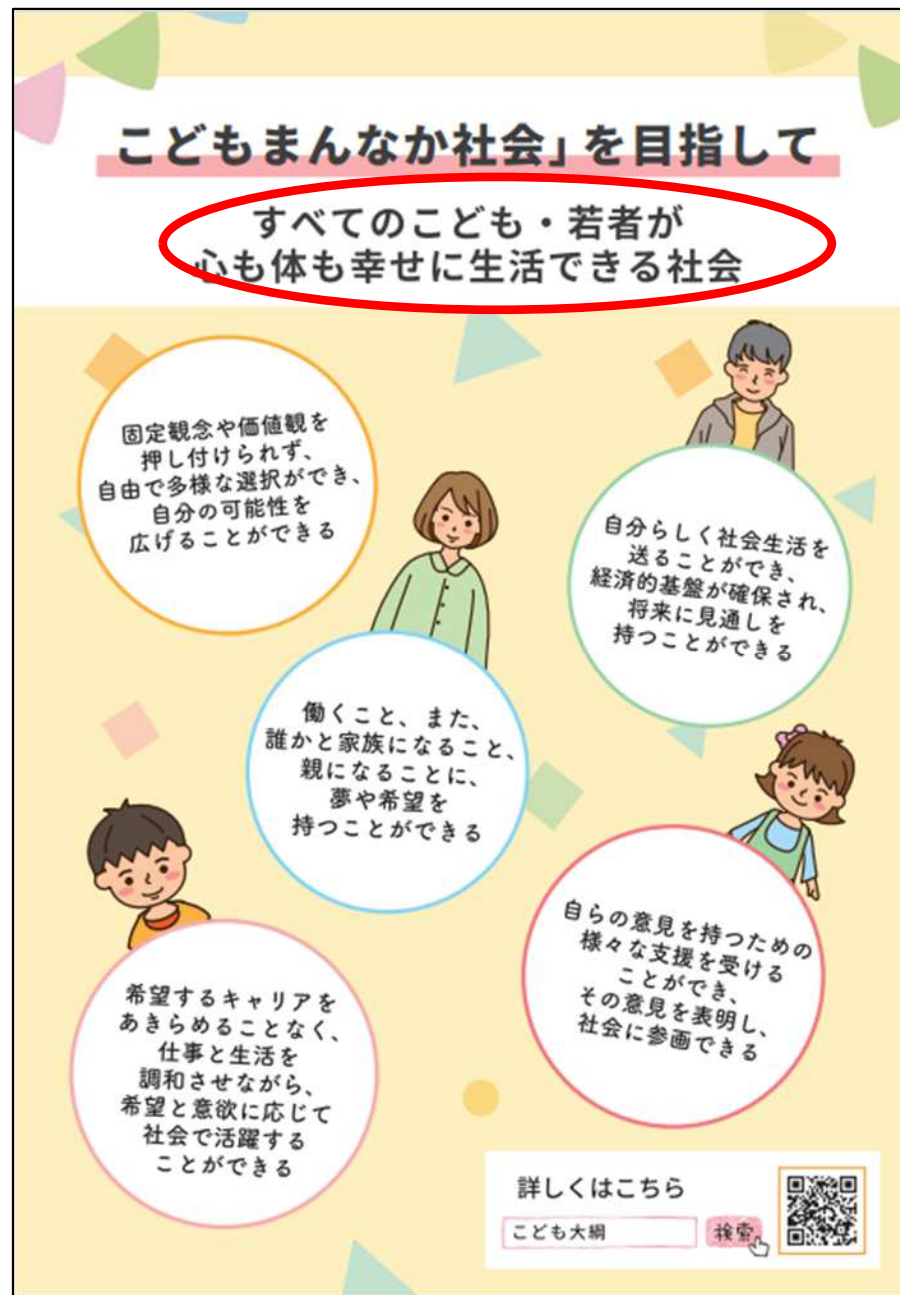
【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

(2) こども大綱 (2023.12.22閣議決定)



こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

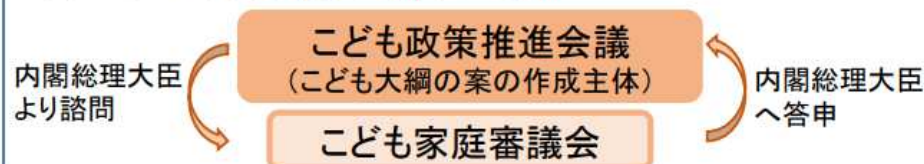
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人のために、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

・出典：こども家庭庁

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

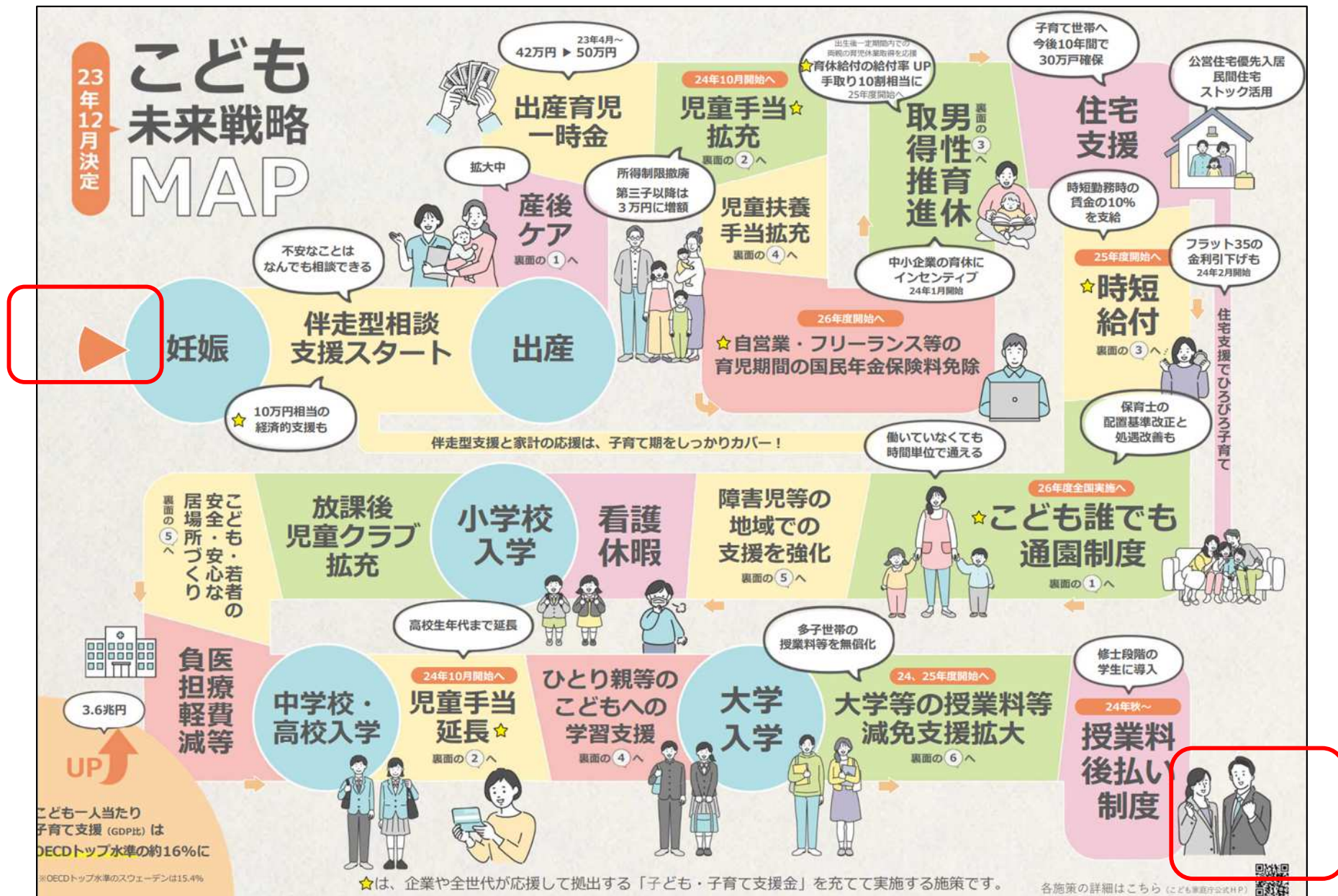
2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

(3) こども未来戦略 (2023.12.22閣議決定)



こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月(2024年10月分から拡充)

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	月額3万円

※ 多子加算のカウント方法を見直し

➔ **3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円**

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中(2025年度から制度化)

- ✓ **出産・子育て応援交付金**
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時(5万円相当)
②出生届出時(5万円相当×こどもの数)
- ✓ **伴走型相談支援**
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
➔ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 ➔ 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用の検討
2026年度を目途に検討

高等教育(大学等)

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ **給付型奨学金等**を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充
2024年度から実施
- ✓ **多子世帯の学生等**については**授業料等を無償化**
2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の**月々の返還額を減額**できる制度の収入要件等を緩和
2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**
今後10年間で計30万戸
実施中
- ✓ **フラット35の金利引下げ**
こどもの人数に応じて最大1%(5年間)の引下げ
2024年2月から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **「こども誰でも通園制度」を創設**
 - ・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
 - ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)
 - ※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
 - 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
 - ・76年ぶりの配置改善：(4・5歳児)30対1→25対1(1歳児)6対1→5対1
 - ・民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**
2023年度から実施
 - ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
2024年度から常勤職員配置の改善を実施
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応**
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
2023年度から順次実施
 - ・**児童扶養手当の拡充**
拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)
 - ・**補装具費支援の所得制限の撤廃**
2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ(2030年)
※2022年度：17.13%

➔ **男性育休を当たり前**

- ✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充**
2025年度から実施
- ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
 - ・業務を代替する周囲の社員への**応援手当**支給の助成拡充
2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため**給付率を手取り10割相当に**
2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ **子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置**
公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施
- ・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ **時短勤務時の新たな給付**
2025年度から実施
- ➔ **利用しやすい柔軟な制度へ**

(4) こどもまんなか実行計画 (2025.6.6こども政策推進会議決定)

こどもまんなか実行計画2025 概要案①

こどもまんなか
こども家庭庁

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づく**こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。**
- 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。

(※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数。前年比△41,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約(※)に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究) 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

(※) こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。

2

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進等

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

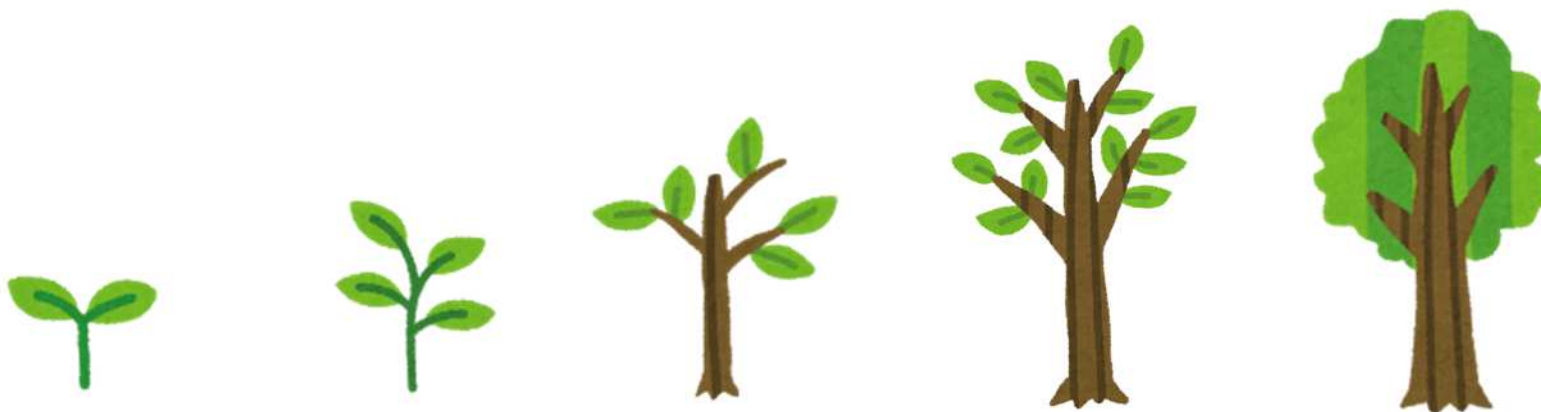
2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保等

大切なことは・・・



5 おわりに



誰もが安心して子どもを生み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。



ご清聴ありがとうございました。



愛知県福祉局子育て支援課